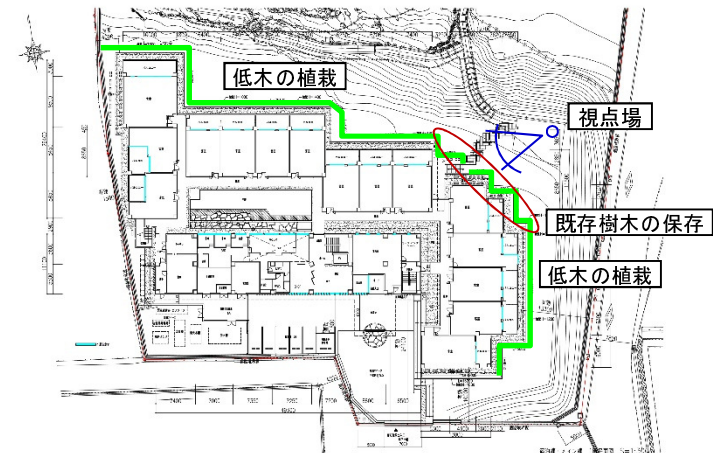


(4) 計画変更による宿泊施設北側見え方

変更後



- 宿泊施設北東側の広場（庭園から宿泊施設に至る園路終点）から宿泊施設を望んだ際の見え方は、上図のとおり
- 宿泊施設による庭園への圧迫感を軽減するため、次の2点に配慮
 - > 宿泊施設北東角に位置する樹木を保存し、宿泊施設の圧迫感を軽減
 - > 宿泊施設の擁壁脇に低木の常緑樹を植栽し、周辺景観と調和



※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

5. 計画変更箇所の詳細

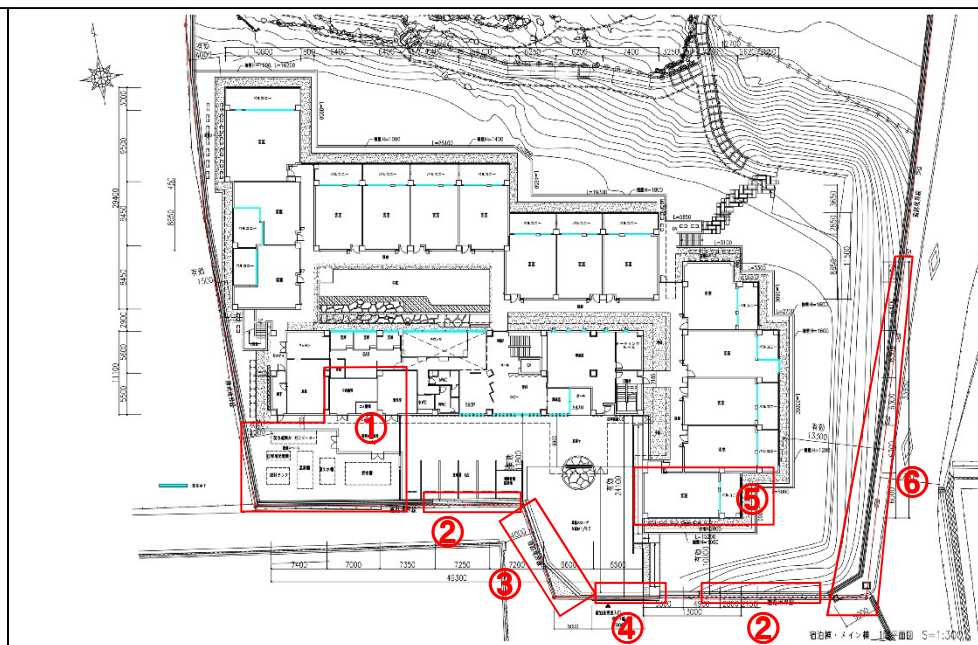
(1) 宿泊施設：1階平面図

当初



変更後

※変更後の1階平面図には樹木を表現していない

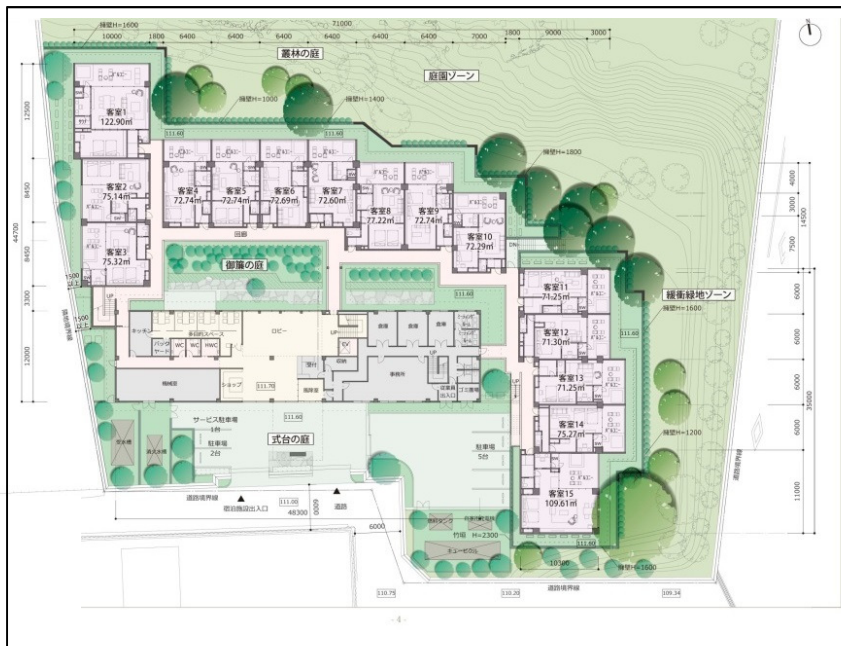


変更箇所		変更理由
①	設備スペースの変更	・ 地元要望に配慮し、設備の設置箇所を集約するとともに、音が出る設備を屋内に設置
②	既存土塀の保存	・ 追加調査結果を踏まえ、状態の良い既存土塀を保存 (H=2m、L=29.14m)
③	築地塀の位置の変更	・ 地元要望に配慮し、敷地南側市道の幅員を現状維持 (地割の保存) するとともに、隅切りにより見通しを確保 (地割の保存 : L=14.88m、隅切り面積 : 約6.75㎡)
④	敷地出入口の変更	・ 地元要望に配慮し、敷地南側市道における宿泊施設関係車両の影響範囲を東側に限定
⑤	外壁面のセットバック	・ 地元要望に配慮し、宿泊施設南東部をさらに4mセットバックし、敷地南側への圧迫感を軽減 (セットバック距離 : 当初約6m → 変更後約10m)
⑥	築地塀の位置の変更	・ 地元要望に配慮し、築地塀をセットバックし、歩行空間を確保 (セットバック面積 : 約150㎡) ・ 警察協議を踏まえ、交通安全対策として隅切りによる見通しを確保 (隅切り面積 : 約15㎡)

※県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

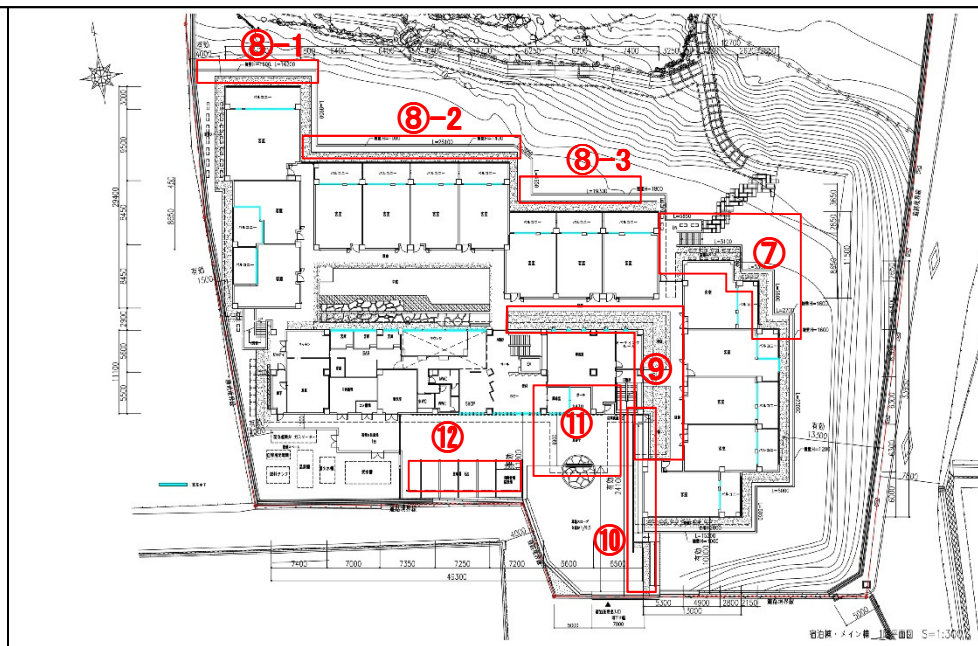
(1) 宿泊施設：1階平面図（つづき）

当初



変更後

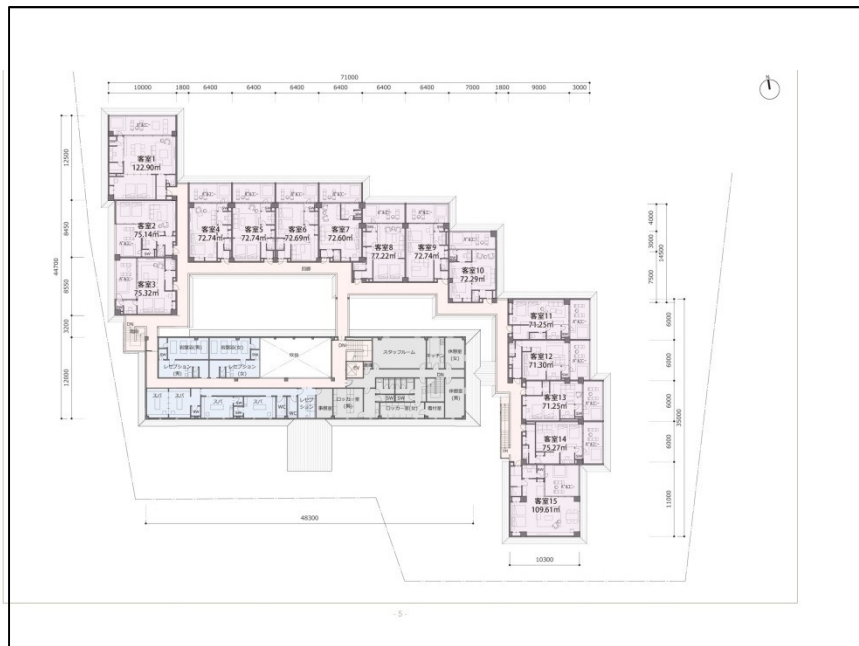
※変更後の1階平面図には樹木を表現していない



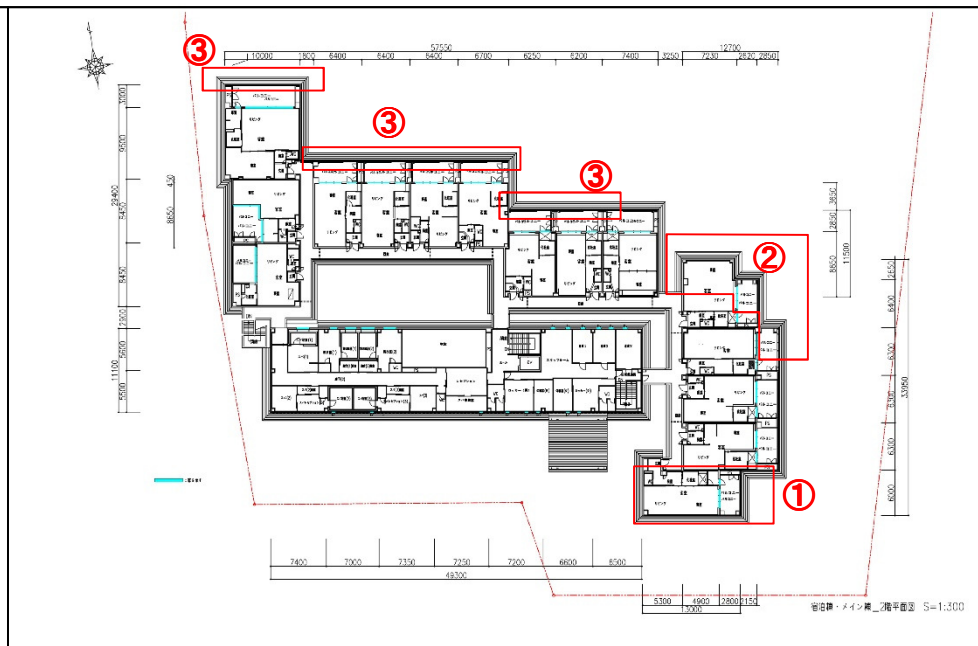
変更箇所		変更理由
⑦	擁壁位置及び外壁面の変更	・ 追加調査結果を踏まえ、保存樹木を確実に保存するため、擁壁位置を変更（約0.1m～約1mセットバック）
⑧	外壁面のセットバック	・ 名勝委員会（H29.5月）への報告を踏まえ、宿泊施設北側をセットバックし、庭園への圧迫感を軽減（セットバック距離 ⑧-1：約0.25m、⑧-2：約1m、⑧-3：約4.5m）
⑨	中庭の縮小	・ 地元要望に配慮し、外壁面のセットバックに伴い、中庭を縮小（約40㎡縮小：当初約355㎡ → 変更後約315㎡）
⑩	スロープの追加	・ 県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー動線としてスロープを確保（L=21m）
⑪	宿泊施設出入口の変更	・ 地元要望に配慮し、敷地南側出入口の変更に伴い、宿泊施設出入口を変更
⑫	駐車スペースの変更	・ 地元要望に伴い、駐車スペースの集約と縮小（駐車台数7台から6台に減少）

(1) 宿泊施設：2階平面図

当初



変更後



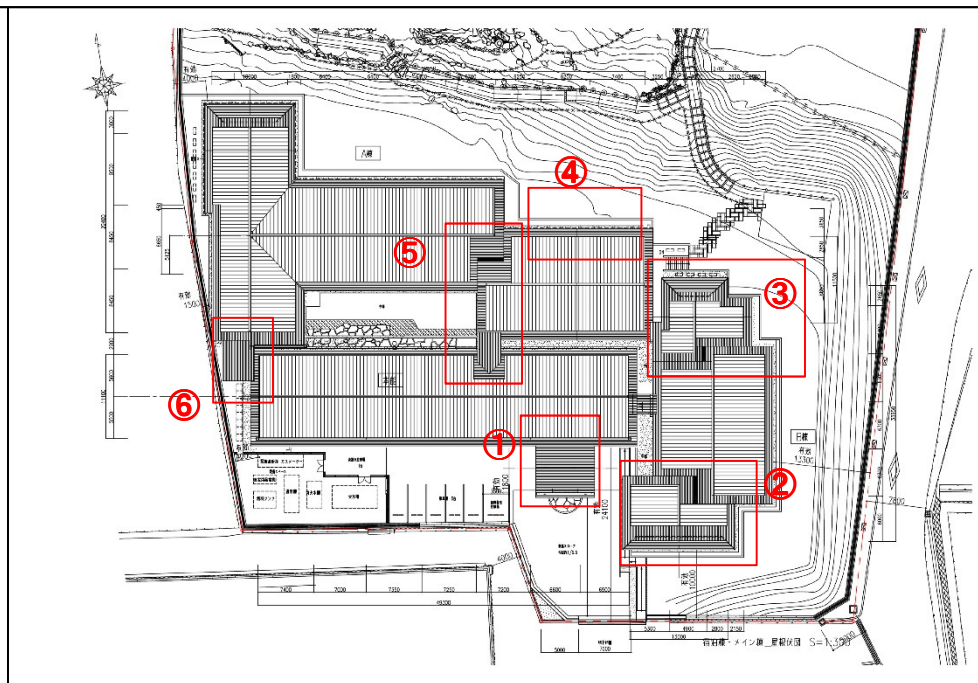
変更箇所		変更理由
①	外壁面のセットバック	<ul style="list-style-type: none"> 地元要望に配慮し、宿泊施設北側をセットバックし、庭園への圧迫感を軽減 ※ 1階平面図と同様
②	外壁面のセットバック	<ul style="list-style-type: none"> 追加調査結果を踏まえ、保存樹木を確実に保存するため、外壁位置を変更 ※ 1階平面図の擁壁位置の変更理由と同様
③	外壁面のセットバック	<ul style="list-style-type: none"> 名勝委員会（H29.5月）への報告を踏まえ、宿泊施設南東部をさらにセットバックし、敷地南側への圧迫感を軽減 ※ 1階平面図と同様

(1) 宿泊施設：屋根伏図

当初

変更後

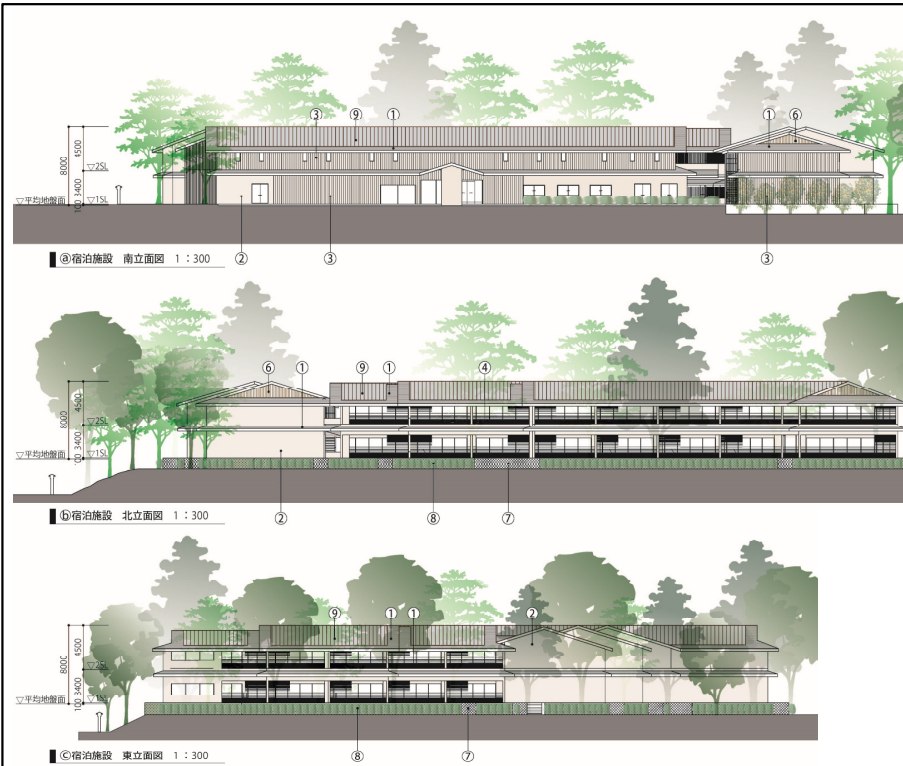
※変更後の屋根伏図には樹木を表現していない



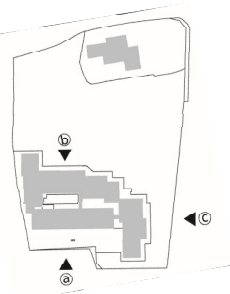
変更箇所		変更理由
①	車寄せ位置、屋根形状の変更	・ 地元要望に配慮した敷地南側及び宿泊施設出入り口の変更に伴い、車寄せ位置と屋根形状を変更（当初計画から東側へ約17.5m移動）
②	屋根形状の変更	・ 地元要望に配慮した外壁面のさらに4mセットバック（セットバック距離：当初約6m→変更後約10m）、したことに伴い、風致地区条例に定められた基準に従い、屋根形状を変更
③	屋根形状の変更	・ 追加調査結果を踏まえ保存樹木を確実に保存するため、屋根形状を変更
④	屋根形状の変更	・ 名勝委員会（H29.5月）への報告を踏まえ、庭園への圧迫感を軽減するため、屋根形状を変更
⑤	屋根形状の変更	・ 風致地区条例に基づく協議に伴い、屋根形状を変更
⑥	屋根形状の変更	・ 風致地区条例に基づく協議に伴い、屋根形状を変更

(1) 宿泊施設：立面図

当初

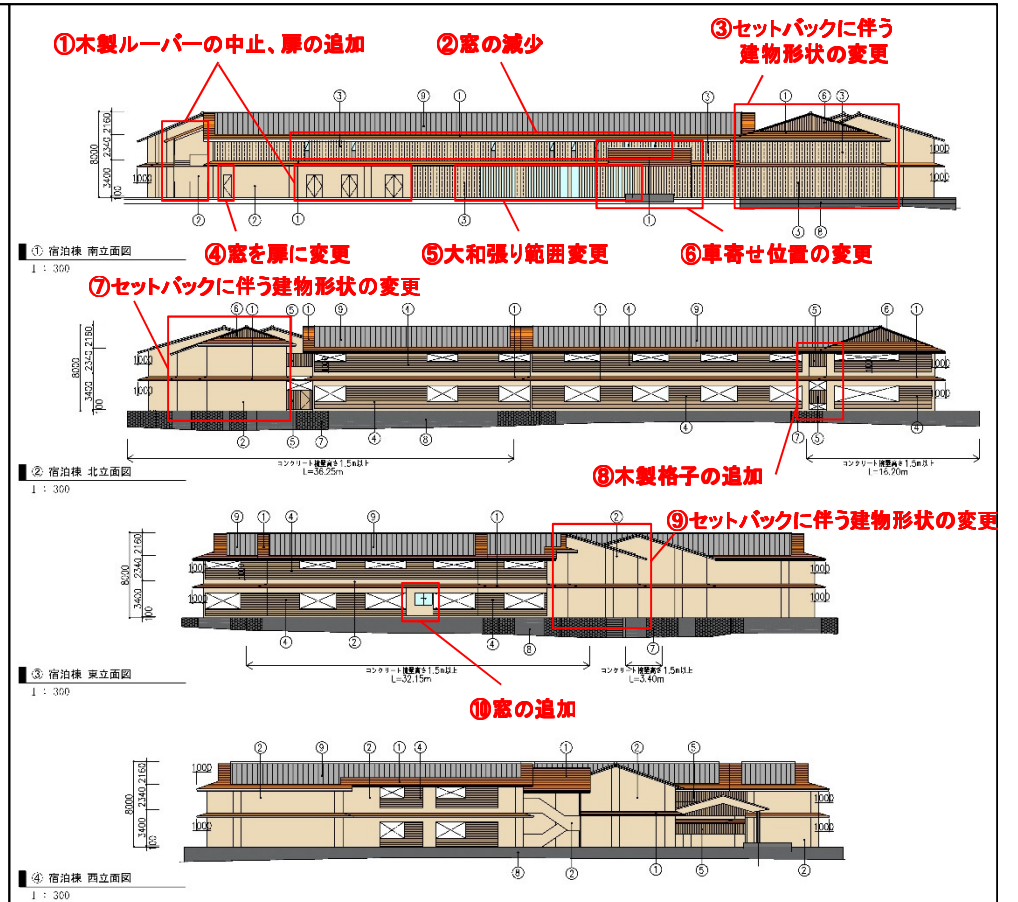


凡例	
①	屋根：一文字葺き(銅板)
②	外壁：砂壁状塗材
③	外壁：杉板張り(大和張り)
④	木製格子：捻子連子格子
⑤	木製格子：連子格子+奈良格子
⑥	木製ルーバー
⑦	石張り
⑧	石状吹付仕上
⑨	屋根：瓦葺き

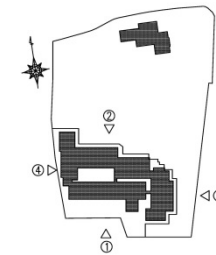


変更後

※変更後の立面図には樹木を表現していない



凡例	
①	屋根：一文字葺き(銅板)
②	外壁：砂壁状塗材
③	外壁：杉板張り(大和張り)
④	手摺：木製格子
⑤	木製格子
⑥	木製ルーバー
⑦	石張り
⑧	石状吹付仕上
⑨	屋根：瓦葺(和型瓦)

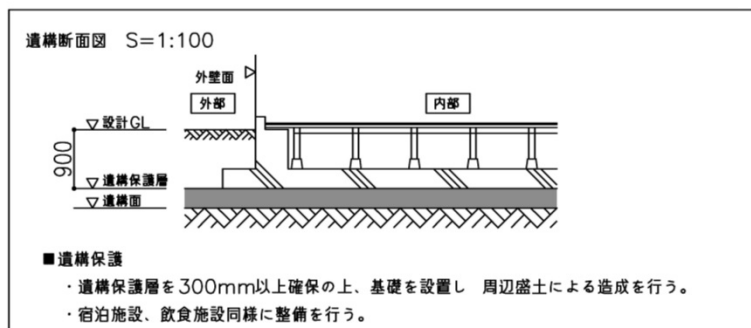
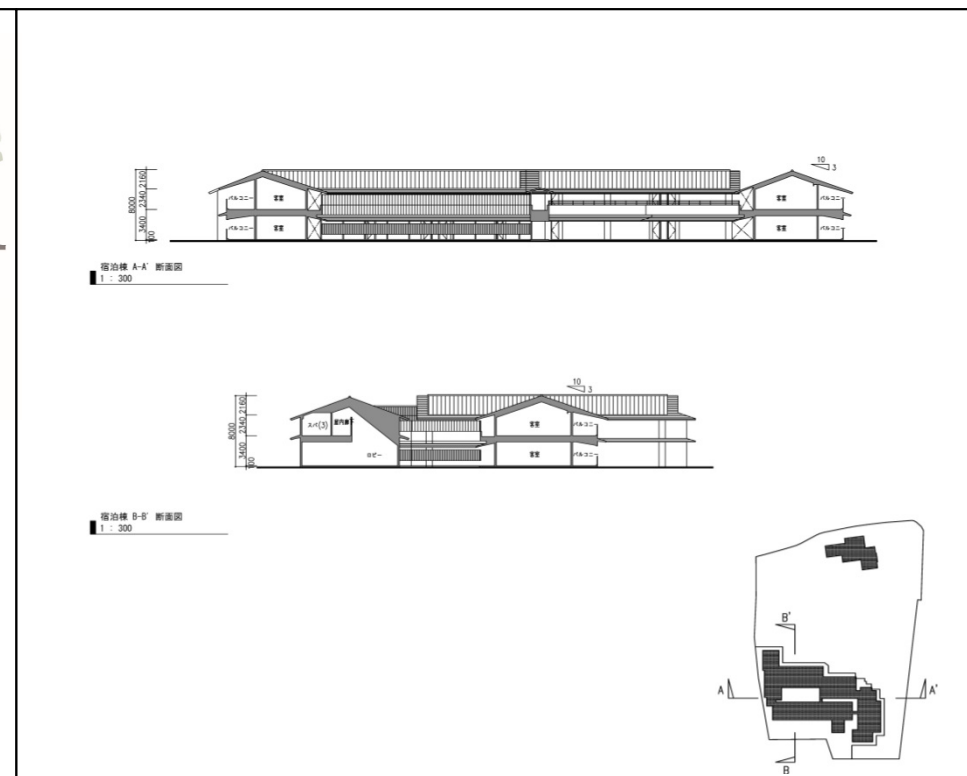
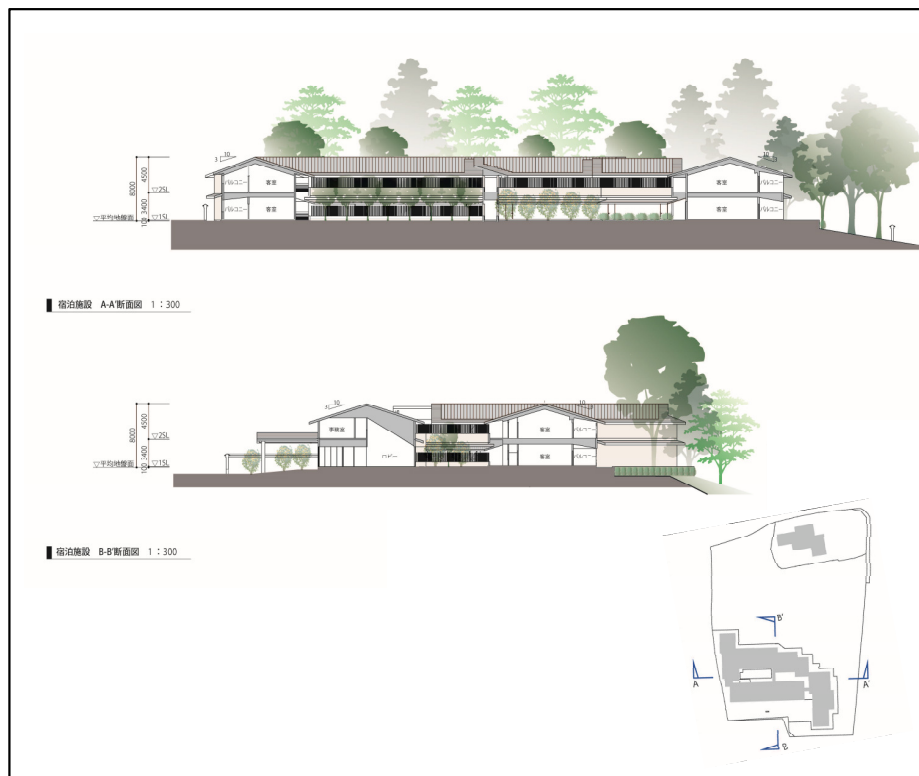


※県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

(1) 宿泊施設：断面図

当初

変更後



- ・ 当初計画から、建築物の高さ及び遺構面の保護方法については変更無し